

資循第1628号
平成22年12月1日

大阪府環境審議会 会長 様

大阪府知事 橋 下



廃棄物処理計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定に基づき、廃棄物処理計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づき、都道府県は廃棄物の減量化や適正処理等に関する国的基本方針に即して、廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）を定めることとされています。

現在の大坂府廃棄物処理計画は、貴審議会の答申を経て、平成22年度までの5年間を計画期間とし、大阪府環境総合計画及び大阪府循環型社会の形成に関する基本方針並びにリサイクル関連諸法等との整合も図りつつ、平成19年3月に策定したものです。

この計画では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成すること」を基本理念、①廃棄物の発生抑制、②リサイクルの推進、③適正処理の推進、④府民・事業者・市町村等と連携した取り組みの4点を基本方針とし、目標年度の平成22年度において、府内で発生する廃棄物の最終処分量を平成17年度に対し、約20%削減するという数値目標を掲げ、各主体が連携して、リサイクル・排出抑制の推進、資源循環の推進に向けた基盤整備、適正処理の徹底などの取り組みを進めてきたところです。

一方、国的基本方針の変更案では、循環型社会への転換をさらに進めていくに際して、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組む必要があることなどが示されています。

大阪府としては、現行計画期間中における循環型社会形成に向けた取組みの進展、変更される国的基本方針や大阪府環境総合計画等との整合を図りつつ、平成23年度に現行計画の目標達成状況を確認したうえで、平成27年度を目標年度とした廃棄物処理計画の策定を行うこととし、同法第5条の5第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。